

第2節 道路交通安全の施策

交通事故をなくし道路交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法に定められた施策に基づく以下の**8つの柱**により交通安全対策を実施していきます。

- ① 県民一人一人の交通安全意識の高揚
- ② 安全運転の確保
- ③ 道路交通環境の整備
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 交通事故調査・分析の充実

また、対策の実施にあたっては、可能な限り対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していきます。

【第1の柱】県民一人一人の交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、交通安全推進隊など交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。

また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、強力に推進します。

さらに、参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない電動車椅子利用者や障害者、外国人等に対する交通安全教育にも配慮します。

(1) 県民総参加でつくる交通安全の推進

① 千葉県交通安全対策推進委員会の活動の推進

ア 千葉県交通安全対策推進委員会の活動の強化

千葉県交通安全対策推進委員会の活動を強化し、各機関・団体がより一層連携するとともに、それぞれが主体となり、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を推進します。

イ 交通安全県民大会の開催

千葉県交通安全県民大会を開催し、交通安全に関し功労のあった団体・個人を表彰するとともに、交通安全の重要性を県民に発信し、県民総参加による交通安全活動を図ります。

② 交通安全推進隊の整備・支援

千葉県交通安全条例に基づき、通学路における見守り活動等、交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備します。

また、交通安全推進隊に対し、活動に必要な情報及び物資の提供を行うとともに、研修会を開催するなど、その活動が推進され地域ぐるみの交通安全活動が展開されるよう、市町村、警察及び学校等と連携し積極的に支援します。

③ 交通安全の日における活動の推進

ア 県民一人一人の活動の推進

毎月10日の「交通安全の日」を活用したアクション10事業を推進し、家庭、学校、職場等において交通安全について考え、県民が交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

また、自治会等が行う防犯活動と連携・協働して交通安全活動を促進し、地域における交通事故防止を図ります。

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等と連携し、交通安全意識の高揚を目的とした施策を一斉に展開することにより、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの浸透を図ります。

④ 交通安全に関する情報提供の推進

ア 交通安全に関する施策等の情報提供

交通安全への理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、交通安全に関する施策等の情報を提供します。

イ 交通事故情報の提供

県民が交通事故の発生状況を認識し、交通安全意識の高揚が図られるよう、交通情報管理システム※により集約した交通情報をもとに交通事故分析を行い、身近な地域で発生している交通事故の状況を地図化した「交通事故発生マップ」、人身事故発生件数などを速報する「交通事故発生状況」などをホームページやSNS等を通じて提供します。

⑤ 県民の意見を反映した交通安全の推進

県民への意識調査や県のホームページ等を活用し、広く県民からの意見・要望を交通安全の施策に役立てます。

⑥ 交通安全団体への支援等

ア 交通安全団体の育成支援

a 交通安全協会

(公財)千葉県交通安全協会と各警察署(一部幹部交番)単位に結成されている地区交通安全協会は、共に連携しながら地域の交通安全活動を行っています。このため、「交通安全こども自転車千葉県大会」、「交通安全高齢者自転車大会」や「ベストライダーコンテスト」等の競技会をはじめ、交通安全教育や広報・啓発活動、交通誘導等に際し、必要な指導・支援を行い、交通指導員の指導育成に努めます。

b 安全運転管理協会

(一社)千葉県安全運転管理協会と各警察署(一部幹部交番)単位に設けられた地区安全運転管理者協議会は、職域における安全運転管理者の能力向上と運転管理者の適性を図り交通事故防止等に資することを目的としています。このため、法定講習や各地区の事業所等に対する各種交通情報等の発信のほか、「無事故・無違反運動(セーフティドライバーズちば)」等の施策について、適切な指導や支援を行います。

c 交通安全母の会

交通安全母の会は、「交通安全は家庭から」の基本認識のもと、家庭、地域における交通安全を実践するために結成されたボランティア団体であり、地域の母親がお互いに連携を強めながら交通安全活動を展開しています。

このため、各自治体交通安全母の会における世代間連携による交通安全教育など各種活動を支援し、家庭、地域における交通事故防止を推進します。

d 高速道路交通安全協議会

高速道路交通安全協議会は、高速道路利用事業所等により組織され、高速道路における交通事故を防止するため、重要な役割を担っています。

高速道路における交通安全意識の高揚と交通事故防止を目的として、交通安全キャンペーンを積極的に実施します。

e 地域交通安全活動推進委員協議会

地域で各種交通安全活動をされるボランティアのリーダーとして、千葉県公安委員会が地域交通安全活動推進委員を委嘱しています。

地域交通安全活動推進委員に対する必要な指導、支援・研修を行うとともに、当該活動が適正かつ効果的に行われ事故防止が図られるよう指導育成に努めます。

f その他の民間団体

千葉県交通安全対策推進委員会を構成する各団体をはじめとする民間団体に対しては、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する協力並びに交通安全活動に必要な情報提供などの支援を行います。

イ 自動車製造・販売団体、ユーザー団体等の活動の奨励

シートベルトコンビンサー※の派遣による交通安全啓発を奨励するなど、それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動が、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう働きかけを行います。

また、千葉県交通安全対策推進委員会による協力体制を強化し、これらの団体と一体となった交通安全に関する活動を展開します。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故の防止を図ることを目的に、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動を実施し、交通事故の実態に即した県民運動を展開します。

イ 日を定めて行う運動

県民が交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高めることを目的に、毎月10日を「交通安全の日」、自転車の安全利用促進を図ることを目的に、毎月15日を「自転車安全の日」として、広報や指導及び交通環境の整備等の施策を推進します。

ウ 年間を通じて行う運動

子供と高齢者の交通事故防止、夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、交差点での交通事故防止、悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放、外国人に対する広報啓発活動の推進及び違法駐車等の追放等を中心に展開します。

エ 市町村における活動及び推進体制の強化

交通安全運動の趣旨を県民一人一人に浸透させるため、市町村との連携を密に市町村交通安全推進協議会等交通安全推進体制の強化を図り、地域と一体となった県民運動を展開します。

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭や駅頭における啓発キャンペーン等を積極的に実施し、県民に対する広報に努めます。

イ 広報媒体の積極的活用

県民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、時季にあった交通安全啓発やイベント等の情報を掲載した広報媒体を計画的かつ継続的に活用します。

また、ホームページやSNSを随時更新し、親しみやすく分かりやすい情報発信に努めます。

ウ 交通安全団体、報道機関に対する資料、情報等の提供

民間交通安全団体の主体的活動を促進し、交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう、「地域別交通事故発生マップ」等の交通事故の分析に関する各種資料、情報等を提供します。

また、報道機関にも積極的に情報を提供し、広範な広報啓発を展開します。

③ シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

ア 広報活動の推進

自動車乗車中の交通事故において、未だにシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用が徹底されていない現状を踏まえ、関係機関・団体と一体となり、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、その着用効果及び正しい着用方法についての周知に努め、全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシートの使用の徹底を図ります。

イ 普及活動の推進

a シートベルトコンビンサー※教育の推進

シートベルトの着用を徹底するためには、その効果を多くの県民に体験してもらうことが重要であるため、シートベルトの効果を体験することができるシートベルトコンビンサー車を活用した体験型の交通安全教育を推進します。

b シートベルト着用に向けた普及活動の推進

シートベルトの正しい着用方法の周知徹底を図るため、「シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間」等を設け、警察、自治体や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、街頭での着用啓発と指導を推進します。

また、高速道路では、タクシー協会やバス協会等と連携し、「高速道路安全運行要領」による、乗客のシートベルト着用徹底に向けた各種広報啓発活動を推進します。

④ その他の普及活動の推進

ア エコドライブ※の推進

交通安全にも役立つ環境対策として、県民に対してエコドライブの実施を呼びかける取組を実施します。

主な取組として、メディアを活用した啓発や、ポスター・ステッカー等の啓発物品の掲示・配布を行います。

イ 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進（「キラリアップ☆ちば」※）

薄暮時及び夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、交通安全教室実施時に各種資機材を活用し、視認性の高い明るい色の服装の着用や、反射材・LEDライトを活用する効果について周知させるとともにこれらの普及促進を図ります。

特に、反射材の着用については現時点では十分に普及しているとは言えません。今後、反射材を自ら進んで着用したくなるような環境づくりに向けた検討をさらに進め、反射材の着用を習慣化することにより、特に歩行者の交通事故を効果的に減少させることにつなげる必要

があります。

ウ ゼブラ・ストップ活動※及び3(サン)・ライト運動※の推進

歩行者の横断歩道横断中や道路横断中の交通事故が後を絶たないことから、ゼブラ・ストップ活動及び3(サン)・ライト運動の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故抑止に努めます。

(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢者を交通事故から守るためには、高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず隣近所で見守っていくことが重要です。

そこで、地域ぐるみで、交通安全を意識する機会の少ない一人暮らしや認知症の傾向がある高齢者に声をかけて保護をするなど、高齢者をケアする活動を促進します。

① 高齢者を事故から守る地域づくりの推進（高齢者宅訪問活動等の高齢者の孤立化防止活動及び高齢者への情報発信への推進）

高齢者の孤立化防止活動として、県と商業者等が協定を締結し、日常業務のなかで高齢者の見守り、安否確認、生活支援など高齢者福祉に特化した地域貢献（ちばSSKプロジェクト）を実施します。また、関係機関や団体と連携し、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者宅を訪問し、交通危険箇所などの交通情報の提供、交通事故に遭わないための安全教育、夜間歩行中の交通事故を防止するための反射材を提供するなど、交通事故防止活動を実施します。

② 高齢者の自主的な交通安全活動の促進

ア シルバーリーダー※の指導・育成

高齢者が安全かつ安心して生活できる交通社会を形成するためには、シルバーリーダーから教育を受けた人が次代のシルバーリーダーを担う後継者として育っていく、地域における交通安全教育の循環や自律的な交通安全教育サイクルの構築が重要です。

地域における高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため、参加・体験・実践型の研修会を実施するとともに、研修会修了者によるネットワークをつくり、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導を行うなど、シルバーリーダーの地域での交通安全活動を支援します。

例えば、高齢者自身が居住地周辺における危険な体験を地図上に示すとともにそれを参加者と共有する「ヒヤリ地図」の作成や、「交通安全トレーニング」と「交通脳トレ」を組み合わせた「いきいき運転講座」等の経験を、シルバーリーダーが地域の高齢者に伝え指導するため、自発的に勉強会等を開催する取組などを促進します。

イ 高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進

高齢者に対して交通安全指導及び反射材の配布を行い、指定期間中の無事故を目指すことを目的として実施している「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」は、交通事故の被害に遭いやすい高齢者の交通安全意識の高揚を図ることに大きな効果が得られています。

このため、より多くの高齢者に同キャンペーンへの参加を促し、高齢者の交通安全意識の更なる高揚と交通事故の防止を図ります。

③ 高齢者に対する交通安全教育の推進

ア 高齢者交通安全教室等の開催

市町村、老人クラブ、交通安全協会等の関係機関・団体と連携を図り、歩行疑似体験装置、敏捷性測定装置（クイックアーム※）等を活用した交通安全教育を実施し、身体機能の低下が及ぼす影響について理解を促すほか、交通手段に応じた交通ルールを指導します。

また、夜間における歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、視認性の高い明るい色の服装や反射材の効果について積極的な広報を実施するなど、高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、千葉県生涯大学の学生に対し、「交通安全」に係る注意喚起を通して、交通安全思想の普及を図ります。

その他、高齢者が多く集まるイベント会場や趣味の会などに直接赴き、「出前式交通安全教室」を開催し、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に、事故防止に関する情報を提供する活動を行います。

イ 高齢者が集まる場所における交通安全広報・教育の推進

医療施設、老人福祉施設、高齢者サークル活動の場など、高齢者が集まる場所において、交通安全講話、ポスターの掲示、交通安全教育ビデオの上映、反射材の配布等の交通安全広報活動を実施します。

ウ 高齢者の事故マップを活用した交通安全教育の推進

高齢者の交通事故を防止するため、千葉県警察ホームページに、県下の高齢者事故の発生場所を地図上に表示した高齢者事故マップを掲載するなどし、身近な場所で発生している交通事故の実態を把握してもらうとともに、交通事故防止を常に意識した行動をとることができる交通安全教育を推進します。

（4）自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であり、通勤・通学や配達をはじめ様々な目的で利用されています。また、運転免許を返納した高齢者の移動手段の一つとしても選ばれているところです。しかし最近、自転車の歩道での暴走やあおり運転、携帯電話等を使用しながらの走行など、交通ルールやマナーを守らない危険な

走行が問題となっています。また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、引き続き広く積極的に自転車の安全利用を広報啓発する必要があることから、交通安全運動等あらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、「ちばサイクルール」※の普及促進及び自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を図ります。

ア 自転車安全利用キャンペーン等の実施

毎年5月に実施する「自転車安全利用推進強化月間」や毎月15日の「自転車安全の日」を重点に広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」等の普及促進及び自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、警察、市町村、交通安全協会等の関係機関・団体と連携して、街頭啓発活動を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

イ 自転車の交通安全教室の開催

小・中・高校生及び高齢者など各年齢層を対象に、市町村、学校、交通安全協会等と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進し、「ちばサイクルール」等の普及促進を図るとともに自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

また、(公財)千葉県交通安全協会主催の「交通安全こども自転車千葉県大会」・「交通安全高齢者自転車大会」を開催・支援し、児童や高齢者の交通安全意識の高揚及び自転車利用時の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

ウ 社会人等への広報

自転車の安全利用に関する交通安全教室を受ける機会の少ない社会人等に対し、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の運転が歩行者等との重大な事故を発生させていることの認知を高め、「ちばサイクルール」及び自転車運転者講習制度の周知を図るほか、自転車による宅配等の需要増加を踏まえた広報を実施する必要があります。

このため、様々な広報媒体を通じて啓発を強化するとともに、市町村や関係機関・団体との連携と事業所等の協力を得て講習会等の実施を拡充し、自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

エ 自転車利用者への広報啓発

駐輪場や自転車販売店などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者へ届くよう広報を実施し、自転車利用者へ自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

オ 他県等と連携した啓発

九都県市と連携した「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」

の期間にキャンペーンを実施するなど、他県等とも連絡調整を図りながら広報啓発等を行うことで、より効果的に自転車安全利用対策を推進します。

② 自転車の点検整備の促進

交通安全教室において、日常点検実施の習慣化及び自転車安全整備店における定期的な精密点検・整備を呼び掛け、自転車点検整備の促進を図ります。

③ 自転車安全整備制度（TSマーク制度）※の普及促進

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備を推進するとともに、TSマークの普及促進を図ります。

④ 自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、学校や、県と包括連携協定を結ぶ保険会社等と連携し、チラシやホームページ等の各種媒体を活用しながら、自転車損害賠償保険等の必要性を積極的に広報・啓発し、自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

⑤ 反射材等の普及

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい色の服装の着用や自転車の側面を含む反射材の効果と必要性について周知させることで、自転車利用者が自ら身を守る意識の向上を図り、反射材等の自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

⑥ 自転車用指導警告書（イエローカード）等による自転車利用者の指導、取締りの実施

ア 自転車用指導警告書（イエローカード）の活用

一部自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さに対する批判の声があとを絶たないことから、違反者等に対しては自転車用指導警告書（イエローカード）を交付し、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図ります。

イ 悪質・危険な運転者に対する取締りの徹底

交通ルールの浸透や正しい交通マナーの向上を図るため、違反者に対して積極的に指導警告を行うとともに、警告を無視し違反行為を繰り返す違反者や、悪質性・危険性の高い酒酔い運転や制動装置不良自転車運転等の違反に対して検挙措置を講ずるなど、自転車利用者への法遵守の徹底を図ります。

ウ 自転車運転者講習制度の適正な運用

平成27年6月より開始された自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、危険な自転車運転者に対する指導取締りの実施及び危険行為を繰り返した者に対する受講命令など、同制度を適正に運用します。

⑦ 全ての年齢層へのヘルメット着用の普及促進

自転車乗用中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受けるおそれがあるため、頭部への衝撃を減らすことができるヘルメットの着用は大変重要です。このため、幼児・児童の着用を徹底するほか、高齢者を含む全ての年齢層への自転車用ヘルメットの正しい着用方法と効果について広報し、着用の促進を図ります。

⑧ 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

幼児二人同乗用自転車の普及促進を図るとともに、保護者等を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗用自転車の安全な利用方法の指導を積極的に実施します。

(5) 飲酒運転の根絶

① 職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、千葉県交通安全県民運動基本方針において「飲酒運転の根絶」を最重要活動に掲げ、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転が重大事故に直結する危険性と職場や家庭をはじめ県民すべての人に及ぼす影響等の周知徹底を図り、県民総ぐるみで飲酒運転を追放する環境づくりに努めます。

② 「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

千葉県交通安全対策推進委員会の下部組織として、関係機関・団体等を構成員とする「飲酒運転根絶部会」を設置して、飲酒運転根絶に向けた有効な対策や取組等を検討し、新たな施策やハンドルキーパー運動※による飲酒運転防止活動等の推進、運転代行サービスの普及促進に取り組みます。

また、各地域に設置された飲酒運転根絶協議会を中心に緊密な連携を図り、飲食店等に対する訪問活動や広報キャンペーン等を年間を通じて実施するとともに、企業・団体等が自らの意思で飲酒運転の根絶を宣言する「飲酒運転根絶宣言」への参加を促すなど、地域の実情に応じた飲酒運転根絶対策を推進するなど、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくりに努めます。

③ 社会人・中高生等への講習会の開催

酒酔い状態の疑似体験ができる「飲酒疑似体験ゴーグル」等の活用や交通安全教育推進員を講習会に派遣することにより飲酒運転は悪質・危険な犯罪であることを認識させ、その影響の大きさを改めて理解することで飲酒運転根絶の気運を高めます。

④ 自動車運転代行業の指導・監督

関係機関との連携を密にし、法の規定による指示、営業停止命令等の行政処分や取締りを的確に行い、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するため指導・監督を実施します。

(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、道路交通の安全を確保するため自他の生命尊重という理念の下に、交通安全に関する思想及び知識を普及し、交通事故を自らのものとして考えさせ、それに対する態度を身に付けさせ、これを習慣化させるために実施するものであり、市町村や関係団体等と連携を図りながら、幼児から社会人まで、心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に行います。

① 幼児に対する交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の充実

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも必要です。

幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があることから、市町村、地域、関係機関・団体等の連携により、幼児、保護者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

イ 家庭における広報活動等の推進

幼児期から交通安全に関する意識を高め、将来の交通事故防止を図るためには、継続した家庭教育が重要です。そのため、市町村、関係機関・団体のほか、幼稚園等の幼児関連施設と連携・協力し、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、積極的な資料提供や広報活動等を行います。

ウ 幼児交通安全クラブにおける交通安全教育の充実

幼児と保護者を構成員として、幼稚園、認定こども園及び保育所を単位に幼児の特性に応じた交通安全教育の推進母体である、通称「ベコちゃんクラブ」による教育内容の充実が図られるよう支援します。

エ 幼児交通安全教育セミナーの開催

警察、教育委員会と連携して、市町村の交通指導員、幼稚園・認定こども園・保育所の教諭及び保育士、ベコちゃんクラブのリーダー、交通安全協会指導員、交通安全母の会会員等を対象とした幼児交通安全教育セミナーを開催し、幼児交通安全教育に携わる指導者を育成することで、幼児の交通安全に対する意識の高揚を図ります。

オ 交通安全モデル園事業の実施

県内の年齢別の歩行中交通事故者数のうち7歳児の交通事故が多いことから、幼児及び保護者への交通安全教育を充実させることにより、小学校入学後の交通事故防止に努めます。

県内の幼稚園、保育所等を「交通安全モデル園」に指定し、翌年小学校に入学予定の幼児に対して、年間を通じて参加・体験・実践型の

交通安全教育を繰り返し実施するとともに、保護者に対する交通安全教室や、教員・保育士等に対してその実施に係る要領の教育をすることで、幼児の交通安全行動の定着を図ります。また、他園でも同様の取組が促進されるよう情報発信をします。

② 小学生に対する交通安全教育の推進

ア 小学校における交通安全教育の推進

児童は、小学校での活動、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が著しく広がります。

また、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて道路において単独又は複数で行動する機会が増えます。

小学校においては、家庭及び市町村、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

さらに、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する今日的な課題を認識し、安全な行動ができる児童を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

イ 学校安全研究校の指定

安全教育・安全管理の充実を図るため、小中学校から研究校や、モデル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

研究校やモデル地域及び拠点校は交通安全、生活安全、災害安全等について研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

ウ 子供自転車免許の推進

道路交通の状況に応じて、安全に自転車を利用するための危険の予測や回避など、必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるため、参加・実践型の交通安全教室及び学科テストを実施し、受講した児童に対して自転車免許証を交付して、交通安全意識の醸成を図ります。

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

ア 中学校における交通安全教育の推進

中学生は、幼少の時期から本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあります。また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故のうち、自転車利用中の事故の割合が高くなっています。

中学校においては、家庭及び市町村、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、「ちばサイクルール」※をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安

全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

さらに、日常生活で発生している交通事故は安全確認が不十分である場合が多く、自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する今日的な課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料と活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

イ 学校安全研究校の指定

安全教育・安全管理の充実を図るため、小中学校から研究校や、モデル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

研究校やモデル地域及び拠点校は交通安全、生活安全、災害安全等について、研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

ア 高等学校における交通安全教育の推進

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、その多くが近い将来、免許を取得し、自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。また、高校生が関連する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車の交通事故を防止する必要があります。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、登下校時の街頭での指導に生徒自らの積極的な交通安全活動への参加を促し、自転車を利用する高校生の正しい交通マナー向上を図ります。

さらに、交通社会の一員として、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践により、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進します。

また、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する今日的な課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

イ 調査研究の推進

県内全公立高等学校及び特別支援学校高等部を対象に生徒の通学・運転免許取得・交通安全教育の状況等を調査・集計し、「交通安全教育に関する調査報告書」を作成します。

ウ 学校安全研究校の指定

安全教育・安全管理の充実を図るため、研究校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

指定校は2か年にわたり、交通安全、生活安全、災害安全等につい

て研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

エ スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催

最近の自転車利用に関するマナーの低下や歩行者との事故が増加していることを踏まえ、高校生等を対象として、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、危険な自転車の乗り方などから発生する交通事故の恐怖や痛みを直視させることにより、交通安全意識の向上等を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践させることで高校生の交通事故の抑止を目指すとともに、自転車損害賠償保険等への加入促進を図ります。また、衝突事故再現の際には、自転車用ヘルメットの正しい着用の仕方やヘルメットが頭部の衝撃を和らげる効果などについて説明し、ヘルメットの重要性を実感させ、ヘルメットの着用促進を図ります。

なお、実施に当たっては、参加者を会場となる学校の生徒や教職員に限定するのではなく、生徒の保護者や周辺校の教員、地域の交通安全関係者等が参加することにより、教室を通じた交通安全意識の向上等の効果が、各家庭や周辺地域など広範囲に浸透するよう取り組みます。

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

ア 社会人への講習会等の開催

地域、職場における各種講習会や資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、悪質性・危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

また、自転車の危険な運転が社会問題化していることや、自転車による宅配等の需要増加を踏まえ、自転車運転者講習制度のほか、「ちばサイクルール」※等を周知することにより、自転車ヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、自転車損害賠償保険等への加入促進等の自転車の安全利用を促進します。

イ 公民館等の社会教育施設における活動の推進

生涯学習センターや青少年教育施設等の社会教育施設で交通安全に関するチラシやリーフレットの掲示や配架を通じて交通安全に対する意識を高めます。

⑥ 障害者等に対する交通安全教育の推進

ア 障害者に対する交通安全教育

交通安全のための必要な知識及び技能の習得のため、特別支援学校及び福祉作業所等において、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

イ 電動車椅子利用者に対する交通安全教育

電動車椅子は道路交通法上歩行者として位置づけられており、歩行

が困難な高齢者等にとって便利な移動手段となっていますが、操作の誤り等により重大な交通事故につながるおそれがあります。

特に、高齢者人口の増加や介護保険制度の整備、運転免許の自主返納者の増加等により、電動車椅子利用者が増加しており、これに伴い電動車椅子利用者が関係する交通事故も発生していることから、電動車椅子の利用に対する交通安全教育が重要となっています。

このため、全ての電動車椅子利用者が適切に交通安全教育を受けられるよう、関係機関・団体と連携して交通安全教育を実施するほか、事故実態や正しい利用方法について積極的に広報します。

ウ 福祉車両運転者等に対する交通安全教育

福祉車両の利用者は高齢者や障害者であり、交通事故が発生した場合や急ブレーキをかけた際に衝撃を緩衝させることが難しく、重大事故に発展するおそれが高いことから、関係機関・団体との連携により、福祉車両等の運転者に対する交通安全教育を推進します。

⑦ 外国人に対する交通安全教育の推進

本県における外国人観光客数及び在留外国人数は近年増加傾向にあります。外国人は、自国における交通ルールとの違いに戸惑う場面も多く、外国人観光客がレンタカーやレンタサイクル等を運転する際に日本の交通法規を遵守しないことによる交通事故の発生も危惧されます。

このため、関係機関や事業者等と連携し、宿泊施設、レンタカー・レンタサイクル事業所、観光協会、国際交流協会、日本語学校等において、交通ルール等を外国語で分かりやすく記載したリーフレットを配布することで、日本における交通ルールの周知及び交通安全意識の醸成を図ります。

(7) 効果的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育指導者の育成

幼児から高齢者に至るまでの年齢に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育及び障害者等に対する適切な交通安全教育を継続して実施するため、県、市町村、警察、学校、関係民間団体等が連携を図り、交通安全モデル園事業や幼児交通安全教育セミナー、教職員を対象とする各種研修会を開催し、交通安全教育指導者の育成を図ります。

② 交通安全教育推進の支援

ア 交通安全ライブラリー

交通安全教育用DVD、ビデオテープ等を備え置き、県民及び教育機関、企業、市町村等に貸出し、映像と音声による分かりやすい交通安全教育を支援します。

この制度を周知するためホームページや広報紙等に掲載し、利用率の向上を図ります。

イ 交通安全教育推進員の派遣

事業所、学校、子供会、町内会、老人クラブ、ドライバー講習会等で自主的な取組として交通安全教育を開く際、対象者に合わせて経験豊富な千葉県交通安全教育推進員を派遣します。

ウ 交通安全教育担当者の派遣

学校、事業所等における交通安全教育をはじめ、地域における交通安全広報活動等に交通安全教育担当者を派遣し、交通安全教育用信号機、横断マット、自転車シミュレーター等の交通安全教育補助機材を活用した効果的な交通安全教育を実施します。

エ 参加・体験・実践型の交通安全教育への支援

交通安全教育を効果的に実施するため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報提供等を行います。